

VIII. スウェーデン

VIII. スウェーデン

【ポイント】

- スウェーデンは財政健全化目標として、「一般政府財政収支対 GDP 比」を中期的に1%の黒字とする、期間に幅を持たせた目標を掲げている。このため、2008 年秋の経済金融危機に対しては、それまでの財政黒字を吐き出す形で雇用対策を中心に財政出動を実施し、「一般政府財政赤字」を低いレベルで保ちつつ、他の欧州諸国と比較して良好な経済状況を維持している。
- 今後は、拡大した財政赤字の解消のため、2015 年から4年間で計 350 億クローネ規模の財政健全化策を実施する予定。
- 他の欧州諸国と比較して健全財政を維持できている理由として、一般政府の黒字化目標の設定のほか、中央政府に課される歳出シーリングの遵守や、地方自治体に対する収支均衡原則が有効に機能していることにより、国全体で財政がコントロールされていることが挙げられる。

1. 経済金融危機以降の経済・財政状況

スウェーデンは人口 1,000 万人以下の小国であり、内需がそれ程大きくはなく、従来より外需を中心とした経済構造¹を有していた。こうした経済構造であったが故に、2008 年秋に世界的な経済金融危機が発生すると、輸出先の経済が軒並み悪化し、輸出企業を中心に輸出や設備投資等が減少²することにより、スウェーデンの経済は大幅に悪化した。実質成長率は 3.3% (2007 年) から▲0.6% (2008 年) に、さらに▲5.0% (2009 年) と急速にマイナス成長へと陥った (図 1)。

スウェーデンはいわゆる「高福祉高負担国家」に分類され、その手厚い社会保障の財源を確保し続けるためには、持続的な経済成長が不可欠である。財政政策の目的も「持続的な高成長を促すことにより、出来るだけ多くの福祉を生み出すこと」³と表現しており、こうした方針の下、スウェーデン政府は 2008 年及び 09 年に雇用対策を中心に合計 1,050 億クローネ⁴規模の経済対策⁵を相次いで公表した。経済対策のための財政出動に伴い、「一般政府財政収支対 GDP 比」は 2008 年の 2.2%から 2009 年には▲1.0%と、2003 年以来の赤字に転落することとなった。

2010 年以降の経済状況は、経済対策の効果により失業率が低下したこともあり

¹ 我が国と比較すると、財貨・サービスの輸出額 (名目値) は対 GDP 比で、日本 : 14.9%、スウェーデン : 48.5% (2012 年度)。

² 総輸出は 2008 年→09 年で 13.8%減。非政府部門の総固定資本形成は 2008 年→09 年で 18.5%減。

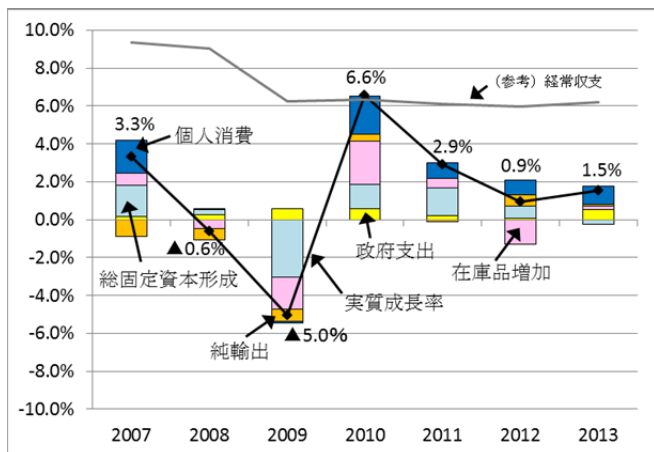
³ Government Offices of Sweden, “The Swedish Fiscal Policy Framework” (2011 年 3 月)

⁴ 1 クローネ≒16 円 (平成 26 年 6 月適用。日本銀行「裁定外国為替相場」(2014 年 5 月) より)。

⁵ 詳細は、財政制度等審議会「財政制度分科会海外調査報告書」(平成 21 年 6 月) 51 頁を参照。

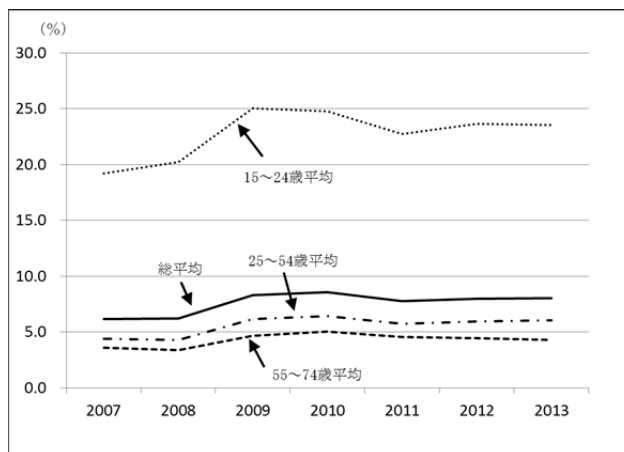
(図2)、黒字で推移しているものの、2004年から07年の3年間の平均実質成長率が3.6%であったのに対し、2010年から13年の3年間の平均実質成長率は1.8%と、欧州全体の不況を反映して以前ほど高い成長率は達成できていない。

図1 実質成長率及び需要項目の推移



(出典)スウェーデン統計局 (Statistics Sweden)

図2 失業率の推移



(出典)Statistics Sweden

表1 実質成長率の見通しの変遷 (%)

	2012	2013	2014
2011年予算案 (2010年9月)	3.4	3.3	2.8
2012年予算案 (2011年9月)	1.3	3.5	3.9
2013年予算案 (2012年9月)	1.6	2.7	3.7
2014年予算案 (2013年9月)	0.7※	1.2	2.5

※2014年予算案で示されている2012年の実質成長率は実績

経済対策により財政赤字が拡大した後、景気の回復に伴う増収増税により、「一般政府財政収支対GDP比」はほぼ黒字(▲0.0%)にまで回復したものの、2011年以降、景気が政府の見込みよりも落ち込んだこともあり、スウェーデン政府は雇用対策のために再度歳出を増加した。このため、財政収支は再度悪化し、2014年には「一般政府財政収支対GDP比」が▲1.6%に達する見込み⁶である。

このように、欧州全体の景気が低迷している中、外需中心のスウェーデン経済は確実に影響を受けており、景気回復のための雇用対策や増収の伸び率の低迷などにより財政収支も悪化しているものの、他の欧州諸国と比較すると状況は深刻ではない。

こうしたフローの状況を反映して、ストック状況も比較的堅調である(表2)。「一般政府債務残高対GDP比」は、1990年代前半のバブル崩壊に伴い、1996年には73.3%に達していたが、その後順調に低下し、2008年秋の経済金融危機がありなが

⁶ 「2014年春期財政政策提案」より。

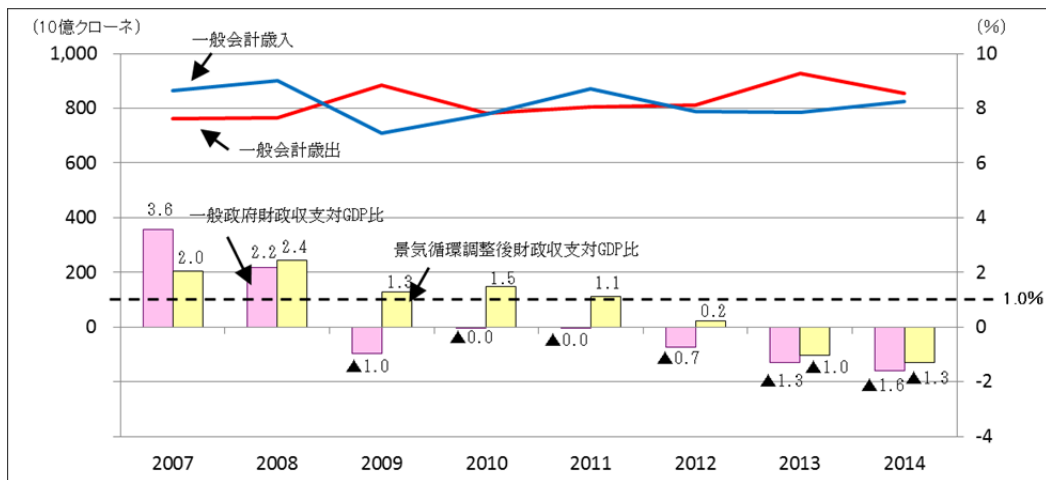
ら近年は 40%前後で安定している。金利も 2～3%程度で推移していることから、利払費は近年低下傾向にある（図 5）。

表 2 スウェーデンの財政状況（一般政府 対 GDP 比 %）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
財政収支	3.6	2.2	▲1.0	▲0.0	▲0.0	▲0.7	▲1.3	▲1.6	▲0.3	0.2	0.7
債務残高	40.2	38.8	42.6	39.4	38.6	38.2	40.6	41.3	39.7	37.3	34.8

（出典）2013 年までスウェーデン経済分析庁（NIER）による実績、2014 年以降は「2014 年春期財政政策提案」による見通し

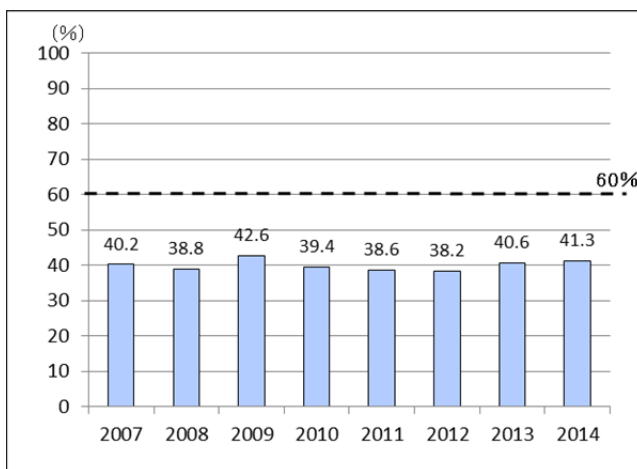
図 3 一般政府財政収支・歳出・歳入の推移



（出典）一般政府財政収支は 2013 年まで NIER による実績。2014 年は「2014 年春期財政政策提案」による見通し。「景気循環調整後財政収支」は NIER。一般会計歳入・歳出は予算案。

（注）「景気循環調整後財政収支対 GDP 比」は、GDP ギャップや失業率ギャップ（自然失業率と実際の失業率との差）等を踏まえて、NIER が算出した値。

図 4 一般政府債務残高の推移



（出典）2013 年まで NIER による実績、2014 年は 2014 年春期財政政策提案による見通し

図 5 金利と利払費



（出典）公債残高は NIER。利払費は 2012 年まで Statistics Sweden, "Sweden Statistical Yearbook 2014" (2014 年 1 月)、2013～14 年は予算案。金利は Bloomberg (10 年物国債金利)

（注）公債残高、利払費は中央政府の値

2. 財政健全化目標

現在、スウェーデンでは以下の財政健全化目標が掲げられている。

- ① 「一般政府財政赤字対 GDP 比」を 3%以内とする（達成済）。
- ② 「景気循環平均財政収支対 GDP 比」を 1%の黒字とする。

(1) EUレベルの規定（「一般政府財政収支対 GDP 比」）

スウェーデンはユーロ加盟国ではないが、「マーストリヒト基準」⁷の遵守を目的として 1997 年に締結された「安定成長協定」によって、非ユーロ加盟国であっても「一般政府財政赤字対 GDP 比」を 3%以内とすることとされている。

「安定成長協定」締結後、スウェーデンはほとんどの年で当該基準を達成している。仮に当該基準を超過した場合であっても、ユーロ加盟国と異なり非加盟国には罰則の適用が無いことや、スウェーデンは独自に、より厳しい黒字化目標（後述）を掲げていることから、当該目標はスウェーデンの財政運営上、それほど重要とはみなされていない。

(2) スウェーデン国内の規定（「景気循環平均財政収支対 GDP 比」）

スウェーデンはマーストリヒト基準より厳しい一般政府の「景気循環平均（average over a business cycle）財政収支対 GDP 比」を 1%の黒字とする目標（以下「黒字化目標」という。）を独自に掲げている。

黒字化目標は 2000 年に導入され、スウェーデン財政政策委員会の担当者（事務局長）によると「1990 年代前半の経済財政危機⁸において、経済界から（国債の信用について）納得を得る必要があり、数字目標を示すことによって信用を高めること」を目指して導入された経緯がある。黒字化目標を設定することは「予算法」に定められているが、その具体的数値は議会の議決⁹による（【参考 1】）。

【参考 1】『予算法』（抜粋）

第 2 章

第 1 条 政府は議会に対して一般政府財政収支目標（黒字化目標）を提案するものとする。

⁷ 1993 年に発効した「欧州連合条約（マーストリヒト条約）」において、通貨統合ユーロ圏への参加要件条件として、財政については①財政赤字が対 GDP 比で 3%、②債務残高が対 GDP で 60%を超えないこととする基準（いわゆる「マーストリヒト基準」）が示されている。

⁸ スウェーデンでは、1980 年代後半に不動産価格急騰などのバブルが発生。90 年にこれが崩壊すると、経済・金融危機が起こり、政府が救済のための財政出動を行った結果、財政状況が悪化。スウェーデン国債の信用が低下し国債金利が上昇するなど、財政危機へと発展した。

⁹ 2000 年以降、対 GDP 比 2%を確保することとしていたが、2007 年以降、欧州統計局における統計基準の技術的な変更に伴い、対 GDP 比 1%への確保へと数値目標が変更されている。

「景気循環平均財政収支」とは多義的な概念であり、

- ①過去 10 年間の財政収支対 GDP 比の平均
- ②過去 10 年間の景気循環調整後財政収支対 GDP 比¹⁰の平均
- ③前後 3 年を含む 7 年間の財政収支対 GDP 比の平均
- ④前後 3 年を含む 7 年間の景気循環調整後財政収支対 GDP 比の平均
- ⑤構造的財政収支¹¹

のそれぞれについて、1%の黒字であるか否かを測定する。主に、過去を振り返って黒字化目標の達成状況を評価する際は①及び②を、将来的な黒字化目標の達成度を評価する際には③～⑤を用いる。複数の指標を用いることにより、特に③～⑤で生じる指標の不確実性を互いにカバーすることができる。

このように、単年度目標ではなく、期間に幅を持たせた目標を掲げている趣旨は、スウェーデン経済分析庁（NIER）の担当者（長官）によると「景気が悪いときには財政出動による赤字を許容し、景気が良いときに黒字を稼ぎ、全体として1%の黒字とする」ことを目標とすることにより、「機動的・積極的な財政政策が可能となる」点にある¹²。

実際に、現在のスウェーデン政府は「一般政府財政収支対 GDP 比」が赤字であるにもかかわらず、雇用対策のための財政出動を機動的に実施しており、「2014 年春期財政政策提案」においては「スウェーデンが諸外国よりも危機をうまく乗り越えられたのは、財政が大幅な黒字の状態に突入することができたからである」と評価されている。

黒字化目標を踏まえ、現在、スウェーデン政府は、2018 年に「一般政府財政収支対 GDP 比」を1%の黒字とすることを当面の目標に掲げている。

表 3 黒字化目標と政策判断の関係

		黒字化目標の評価		
		目標を上回る	目標に一致	目標を下回る
資源の活用※	高	景気が低迷すれば黒字を引下げる	現状維持	早急に1%の黒字を目指す
	中	黒字を1%に向け引下げる	現状維持	1%の黒字を目指す
	低	早急に黒字を1%に向け引下げる	現状維持	景気が回復すれば1%の黒字を目指す

(出典) Government Offices of Sweden, “The Swedish Fiscal Policy Framework” (2011年3月)

(※)「資源の活用」とは、国の人的資源、物的資源をどの程度活用できているかを示すものであり、活用の程度が高いほど経済が好転しているといえる。

¹⁰ 景気循環調整後財政収支とは、実際の GDP 比が潜在的 GDP であると仮定して得られる財政収支のことである。

¹¹ 構造的財政収支とは、景気循環調整後財政収支からさらに、単年度限りの影響（恒久的でない減税等）を除いて得られる財政収支のことである。

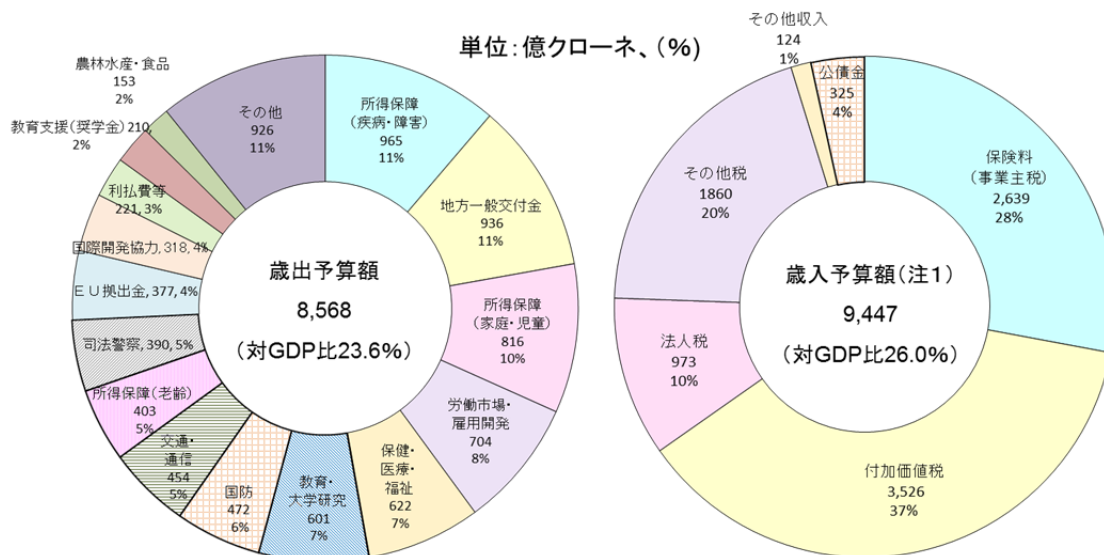
¹² この他にも、黒字化目標の役割として、国民や企業、金融市場の信頼を得て国債金利を低位安定させる点が挙げられている。

3. 歳出・歳入の構造

(1) 中央政府の一般会計

2014年の中央政府の一般会計の歳出・歳入の内訳は以下のとおり（図6）。

図6 2014年中央政府一般会計の歳出、歳入予算



(注1) 歳入予算額は、所得税の控除額やEU税等を差し引く前の額である、差引後の値は歳出予算額と一致する(均衡予算)。なお、所得税については、国所得税と地方所得税を併せて国が徴収しており、地方所得税に対する控除額は国が負担している。国の所得税額を所得税全体の控除額が上回るため、国の歳入における所得税額はマイナスとなっている。マイナス分(716億クローネ)は、他の税目から充当されることとなる。
 (注2) 歳入の各項目について、地方自治体や年金基金に転移されるものについては予め控除済み。
 (注3) スウェーデンの名目GDPは3兆6,344億クローネ(2013年)

歳入は、事業主に対して課される保険料（事業主税）及び付加価値税で7割弱を占める。保険料（事業主税）は、事業主の支払賃金に応じて定率（31.42%）で課されており（表4）、老齢年金保険料以外はすべて中央政府の一般会計の歳入として扱われ、他の制度への移用も可能となっている。

表4 保険料（事業主税）の内訳（2014年）

制度	税率
老齢年金	10.21%
遺族年金	1.17%
疾病保険	4.35%
両親保険	2.60%
労災保険	0.30%
労働保険	2.91%
一般賃金税	9.88%

(出典) スウェーデン国税庁

(注) 「疾病保険」とは、医療の現物給付ではなく、疾病による所得機会損失を補てんするための保険

なお、所得税については、中央政府の所得税と地方所得税が存在し、それぞれ2014年予算で455億クローネ、6,029億クローネの税収見込みであるが、中央政府が負担する勤労税額控除等の減税措置分が1,161億クローネ存在し、中央政府の所得税収は実質マイナスとなっている。

歳出においては、高福祉高負担というスウェーデンのイメージからすれば社会保障費の割合が4割と少ないが、これは、社会保障の制度ごとに提供主体が明確に分かれており、年金、児童手当などの現金給付を中央政府が、現物給付サービスのうち保健・医療サービスを県に相当する「ランスティング」が、その他高齢者・障害者福祉や保育サービス等を市に相当する「コミューン」が提供しているためである（後述）。

4. 予算編成における制度的仕組

スウェーデンの会計年度は1月から12月であり、日本と同様に政府が予算編成を行い、議会が審議・議決を行う。

（1）歳出総額（シーリング）の設定

1997年より、中央政府の一般会計歳出及び年金支出に対して総額（シーリング）が設けられることとなった¹³。歳出シーリングの設定は3年前に開始される。まず、各省から提出される歳出見積りが財務省により束ねられ、経済や税収の見通しを踏まえて各省と調整しながら財務省案が作成される。その後、予算検討閣議において3か年の歳出シーリングが決定され、「春期財政政策提案¹⁴」の形でまとめられた後、6月までに議会の議決を得る。こうしたプロセスが毎年繰り返され、そのたびに新たな経済見通し等を踏まえて、技術的にシーリングの値が改定される。

なお、歳出シーリングの範囲や水準は法律で定められてはおらず、議会の議決により変更することが可能である。実際、政権交代時に引下げられたこともある¹⁵。これを引上げる（緩める）ことについては、スウェーデン財務省の担当者（予算部専門官）によれば「政権が勝手にシーリングを緩めたとすると、無責任な政権と判断されてしまうため、（これを緩めることは）抑制されている」ということである。

「春期財政政策提案」においてトップダウンで歳出シーリングが決められるため、秋に政府から議会に対して提出される予算案においては、歳出シーリングに沿って、27の歳出分野及びその下の約500の予算事項の内訳が示されることとなる。27の歳出分野の歳出上限額の合計（歳出総額）は歳出シーリングよりも小さくすることと

¹³ 中央政府一般会計の利払費は除かれている。シーリングの値は名目値で定められ、物価変動の影響は受けない。

¹⁴ 「春期財政政策提案」には、3年間の歳出シーリングのほか、経済・財政政策の指針や経済見通しなどが盛り込まれる。

¹⁵ 例えば、2006年秋に政権交代が起こった際、2007年予算のシーリングが110億クローネ引き下げられた。

され、その差額は「予備費 (Budget Margin)」と呼ばれる。「予備費」は3年前であれば3%、2年前であれば2%、1年前であれば1.5% (対歳出総額比) 設けなければならないこととされている。

議会においては、予算委員会で27の歳出分野ごとの歳出上限額の配分を議決した後、個別委員会で個々の予算事項への配分が行われる。個別委員会においては、予算事項の増額を要求する場合には、代替となる同歳出分野の予算事項の減額を同時に提案する必要がある。この際、長期的な健全財政を確保する観点から、恒久的な歳出の増加はそれに見合う恒久的な歳出の削減を伴う必要がある。一時的に発生する財源を充てることはできず、健全財政を長期的に維持するための仕組みが議会審議においても浸透しているといえる。

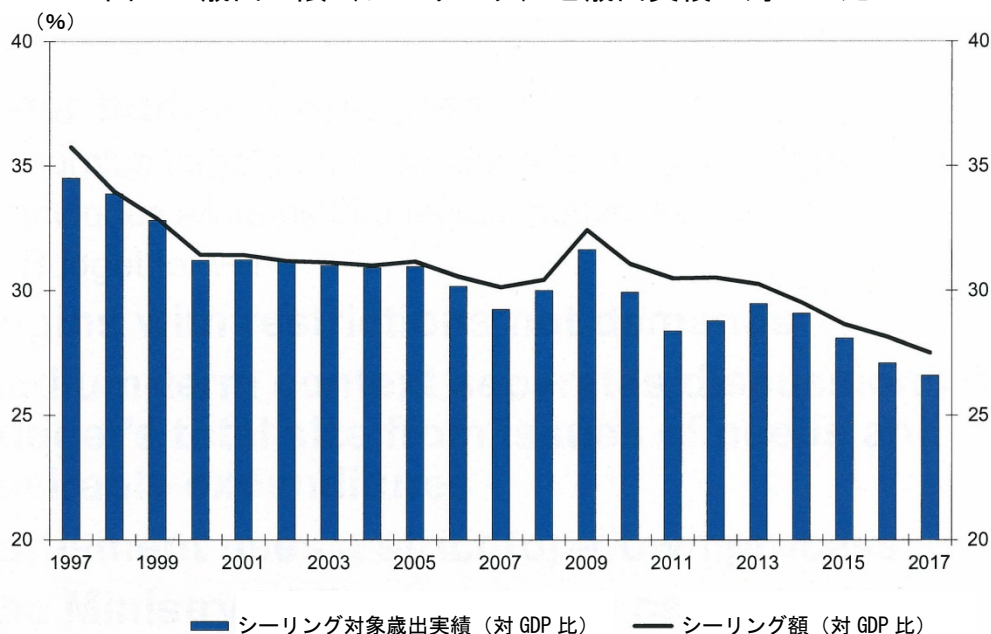
なお、歳出シーリングは当初予算だけでなく補正予算にも効力が及び、補正予算も含めた年度内歳出の総額が歳出シーリングを超えてはならない。歳出額がシーリングを超えそうな場合には、政府は何らかの対策を打たなければならないこととされている (【参考2】)。これまで、歳出シーリングを超えた例は無い。

【参考2】『予算法』(抜粋)

第2章

第4条 可決された歳出シーリングを超える危険があるときは、政府はこれを避けるために、実施可能な施策を行うか、又は議会に対して必要な施策を提案するものとする。

図7 歳出上限 (シーリング) と歳出実績の対 GDP 比



(出典) スウェーデン財務省

(注) 2009年のシーリング額の名目伸び率は例年並であるものの、名目GDPが落ち込んだために対GDP比が増加し、突出したものである。

(2) 地方政府予算における収支均衡原則

スウェーデンの地方自治体は、日本の県に相当する広域自治体である「ランスティング」及び市に相当する基礎自治体の「コミューン」から成っている。国に対しては財政ルールとして歳出シーリングが定められている一方、地方自治体に対しては、2000年から「地方自治体法」で財政収支均衡が義務付けられている。特別な事情があり単年度の赤字が発生してしまった場合には、3年以内に収支均衡に戻さなければならない。さらに特別な事情が存在する場合には、議会の議決を経たうえで3年以内に元に戻さなくてもよいこととされているが、県と市のそれぞれを総体的に見た場合、収支均衡原則は概ね守られている（表5、表6）。

なお、不安定な経済情勢に対応できるよう、各自治体で黒字分を積み立て、将来活用できるようにする仕組みが2013年に導入された。

表5 県（全体）の財政収支（単位：億クローネ、％）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
財政収支	40	09	28	47	▲25	50	▲20	17
対GDP比	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	▲0.1%	0.1%	▲0.1%	0.0%

（出典）2012年まで”Sweden Statistical Yearbook 2014”。2013年及び14年はSALAR, “The Economy Report on Swedish Municipal and County Council Finances—October 2013”（2013年10月）。

（注）2012年までは実績、2013年及び14年は見通し。

表6 市（全体）の財政収支（単位：億クローネ、％）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
財政収支	101	70	106	136	94	144	115	36
対GDP比	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.1%

（出典）2012年まで”Sweden Statistical Yearbook 2014”、2013年及び14年は”The Economy Report on Swedish Municipal and County Council Finances—October 2013”

（注）2012年までは実績、2013年及び14年は見通し。

5. 財政健全化のための具体的取組

経済金融危機下において、これまでスウェーデン政府は経済成長に重きを置き、増税や歳出抑制は行ってこなかった。しかし、2018年までに「一般政府財政収支対GDP比」を1%の黒字とするため、今年の「春期財政政策提案」において、2015年は70億クローネ、2016～18年は毎年90億クローネ（対GDP比0.2%）規模の財政健全化策を実施することとしている（表7）。

表7 2015年から18年までの財政健全化策（単位：億クローネ）

	2015	2016	2017	2018
総額	71.3	92.4	93.6	94.4
歳入増加措置	63.9	77.9	78.6	79.3
貯蓄年金控除の縮小	28.8	45.5	45.5	45.5
軽自動車税の引上げ	14.9	14.9	14.9	14.9
アルコール税の引上げ	7.6	6.4	6.7	7.0
たばこ税の引上げ	7.9	6.6	6.9	7.3
「付加価値税グループ納税」の廃止	4.7	4.6	4.6	4.7
歳出抑制	7.4	14.5	15.1	15.1
エージェンシーに対する給付金の削減	2.3	8.8	8.8	8.8
新規奨学金受給者に係る年齢による返済免除の廃止	3.5	3.5	3.5	3.5
学習支援庁の手数料の引上げ	1.6	2.2	2.8	2.8

（出典）2014年春期財政政策提案

6. 社会保障と財政

スウェーデンの社会保障制度は、制度ごとに提供主体が明確に分かれており、財源に関しても各々が責任を負っている点に特徴がある。年金、児童手当などの現金給付は中央政府が、現物給付サービスのうち保健・医療サービスは県が、その他現物給付サービスである高齢者・障害者福祉や保育サービス等は市が提供している。

（1）中央政府レベルの社会保障

中央政府レベルで実施されているのは、主に年金、児童手当、傷病手当等の、現金給付による所得保障や経済的援助である。このうち、最低保障年金を除く年金部分は一般会計から切り離されており、複数存在する基金により運営されている。

一般会計歳出に占める社会保障費の割合は2014年予算で約4割¹⁶であり、年金¹⁷や医療・高齢者福祉といった現物給付が含まれないにもかかわらず、我が国以上の規模となっている。一般会計の社会保障費の財源としては、税財源のほか保険料（事業主税）が挙げられる。主に、就労不能に伴う所得保障は保険料で、児童手当などの経済的支援は税財源で賄われることとされているが、保険料は老齢年金分を除き一般会計の歳入として他の歳入と区別されていない。結局のところ、国の社会保障費は他分野の歳出とともに歳出シーリングによって財政的規律が課せられているといえる。

¹⁶ 前掲図6のうち「所得保障（疾病・障害）」「所得保障（家庭・児童）」「労働市場・雇用開発」「保健・医療・福祉」「所得保障（老齢）」の合計。

¹⁷ 最低保障年金は一般会計に含まれている。

一方、年金のうち最低保障年金を除く部分については、一般会計から独立しており、複数の基金が管理している。

スウェーデンの公的年金制度を概観すると、年金額が一定水準以下の者に対する「最低保障年金」（税財源）、賦課方式の「所得比例年金」及び積立方式の「プレミアム年金」（保険料財源¹⁸）から構成されている。

「所得比例年金」の支給額は、一生涯に納付した保険料額の水準と平均余命などを基に算出される、概念上の確定拠出年金となっており、また、「プレミアム年金」についても積立方式が採用されている。スウェーデン社会省の担当者（社会保険部次長）によれば、高齢者は「年金額の減少を受け入れ早めの受給を開始するか、長い間働くか」を自ら選び、適切な受給額を選択しているということである。

さらに、年金財政の安定化のために、経済や人口動態の変動に応じて給付額を自動的に調整する「自動財政均衡メカニズム」が導入された。実際、2010年、11年にはそれぞれ、マイナス幅3.0%、4.3%の減額改定、2012年、13年にはそれぞれ3.5%、4.1%の増額改定が実施された。

このような財源が悪化しにくい仕組みが構築されているが、一方で、年金給付額の水準が、純所得代替率で見た場合にOECD平均を下回っているという側面も見受けられる¹⁹。

（2）県レベルの社会保障

県は現物給付としての保健・医療サービスを提供しており、県の一般会計歳出の約85%（2012年）を占める。スウェーデンの医療制度は、ほとんど全ての権限を県が有しており、全国一律の診療報酬や薬価は存在しない。提供主体としては県営・民営が混在し、費用償還方法も県ごとに様々である。

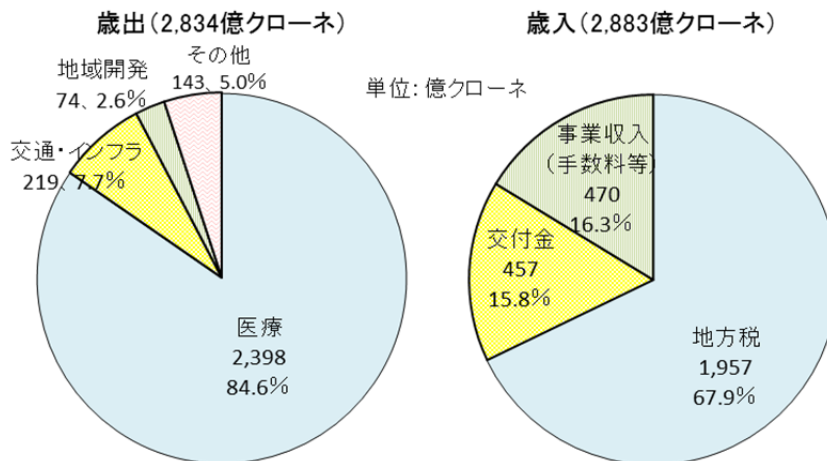
県の一般会計歳入をみると、85%を県の独自財源である地方税（所得課税）及び手数料や資産売却益などの事業収入が占めており、収支均衡原則の下、この歳入の範囲内で保健・医療サービスを提供しなければならない（図8）。

このような財源制約の下、県は医療サービスの提供の効率化を進めることが求められる。例えば、人口千人当たりの病床数や平均入院日数はOECD平均と比較しても低く、医療資源の不足が問題視されることもある。また、一概に医療資源の不足のみが原因というわけではないが、手術などの治療を受けるための待ち時間が非常に長いといった予てからの問題も指摘されている。財源の制約がある中で、どのように医療の効率化を進めて行くべきか、課題も見られるところである。

¹⁸ 保険料財源については、事業主に課される保険料（事業主税）のうち、老齢年金分の10.21%のほか、労働者に対して7%（対賃金総額）が課されており、計17.21%となっている。労働者が負担する7%分については、全額税額控除により労働者に還元され、労働者負担は実質ゼロである。このうち、約2.5%分がプレミアム年金分である。

¹⁹ OECD, “Pensions at a Glance 2013”（2013年11月）によると、義務的な私的年金（プレミアム年金）を加えた純所得代替率（税・社会保険料控除後の年金額／税・社会保険料控除後の報酬額）は、OECD平均の64.2%を下回る、55.3%となっている。

図8 県の一般会計の歳出、歳入（2012年実績）



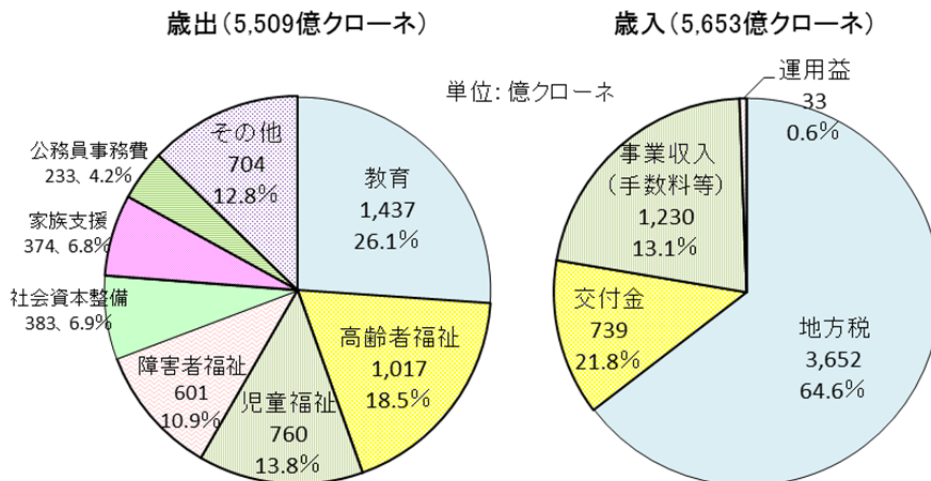
(出典) Sweden Statistical Yearbook 2014、瑞地方自治体協会 (SALAR) HP

(3) 市レベルの社会保障

市は保健・医療サービス以外の現物給付を提供しており、社会保障費が市の一般会計に占める割合は約43%（2012年）である（図9）。

歳入の8割を市の独自財源である地方税（所得課税）及び手数料や資産売却益などの事業収入が占めており、市の独自財源以外としては国からの交付金（約2割）が存在する程度である。また、市全体で見た場合の財政収支は144億クローネの黒字（2012年）となっており、市独自の財源で賄えていない歳出額は595億クローネと、歳出総額の1割程度に抑えられている。

図9 市の一般会計の歳出、歳入（2012年実績）



(出典) Sweden Statistical Yearbook 2014

市においても県と同様に、収支均衡原則による財源の制約がある中で、例えば高齢者福祉サービスの不足が問題提起されるなど、どのようにサービスの質・量を確保していくか、課題も見られるところである。

(4) 国と地方自治体間の財源調整

スウェーデンにおいては日本の地方交付税交付金に相当する、地方財政調整制度が存在する。地方財政調整制度は、同一の地方税率であれば同一の住民サービスが提供できるようにすることを目的とし、2014年一般会計予算の歳出額は936億ユーロとなっている。この額は年々増加してきており、2007年から2012年までの5年間で約17%増加している(表8)。

交付金は、地方自治体間の収入・支出格差を平衡化するために支出されているものの、ほとんどの自治体が交付団体であり、また、その財源の大宗が中央政府の一般会計であることから、結果として中央政府からの財政補てんの意味合いも有している。地方自治体に対し収支均衡原則を課す中で、当該交付金の伸び率をいかに抑制していくかが、今後、財政健全化を進めて行くうえで1つの論点となろう。

表8 地方自治体への交付金額の推移(億クローネ)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
交付金額	729.8	647.7	815.9	756.9	880.2	851.4

(出典) Sweden Statistical Yearbook 2014

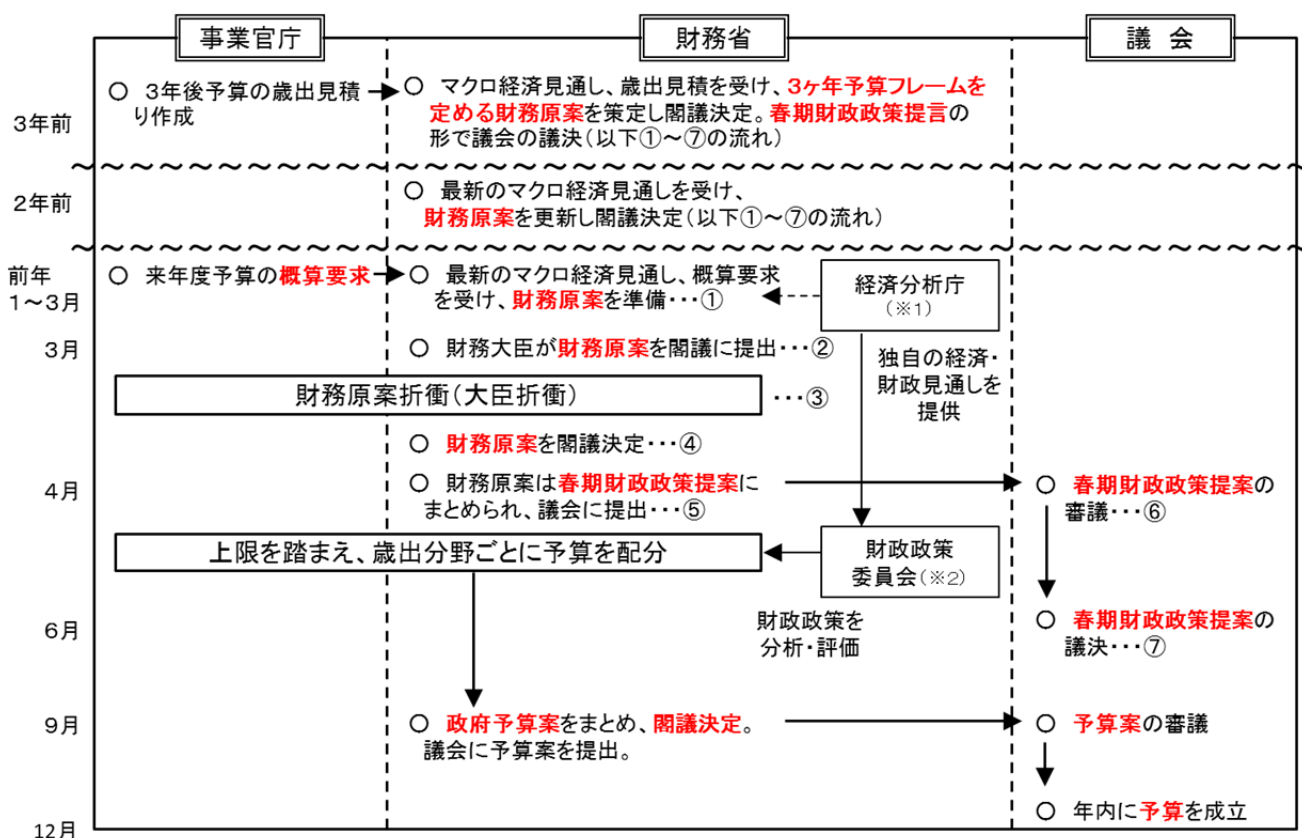
7. 我が国へのインプリケーション

現在のスウェーデンは、経済金融危機の影響を受けながらも、黒字目標を目指しながら債務残高を着実に償還するなど安定した財政運営に成功している。しかし、スウェーデンの財政状況が常に健全であったわけではない。「高福祉」を志向したことにより膨張した社会保障費は財政を圧迫し、特に、1990年にバブルが崩壊した後は、「一般政府財政収支対GDP比」が▲11.2%(1993年)に及び、国の財政への不信感から10年物国債金利も11.4%(1994年8月)に跳ね上がるなど、スウェーデン財政は危機的状況を迎えることとなった。

社会保障給付費の削減や増税措置により財政危機を乗り越えた後は、年金改革や医療制度改革により社会保障費の累増を抑えたうえで、「黒字化目標」「歳出シーリング」「地方自治体の収支均衡原則」といった財政ルールを矢継ぎ早に導入することにより、財政を安定的に推移させている。

とりわけ「黒字化目標」を設け、一定の財政収支黒字を確保するよう努めたことにより、08年秋の経済金融危機の際も財政出動への余力があったことから、財政状況をそれほど悪化させることなく、雇用対策を中心とした景気刺激策を機動的に打つことができ、低成長にあえぐ欧州諸国を尻目に経済を好転させることに成功した。財政規律を確保し、財政収支を黒字に保つことの重要性を示唆する事例といえよう。

【参考】スウェーデンの予算編成の流れ



(注) スウェーデンの会計年度は1月~12月

(※1) 財務省の外局であり、独自の経済・財政見通しを作成(財務原案等に用いられる見通しは財務省が作成)。

(※2) 2007年に財務省の外局として設立。経済・財政見通しや財政施策の分析・評価を行う。

<参考文献>

- ・ スウェーデン国税庁ホームページ
<http://www.skatteverket.se/>
- ・ スウェーデン経済分析庁（NIER）ホームページ
<http://www.konj.se/>
- ・ スウェーデン財務省ホームページ
<http://www.regeringen.se/sb/d/2062>
- ・ スウェーデン地方自治体協会（SALAR）ホームページ
<http://english.skl.se/>
- ・ スウェーデン統計局（Statistics Sweden）ホームページ
<http://www.scb.se/>
- ・ 株式会社法研「週間社会保障」（第 2720 号～第 2729 号）
- ・ 厚生労働省「2013 年海外情勢報告」（平成 26 年 4 月）
- ・ 財政制度等審議会「財政制度分科会海外調査報告書」（平成 21 年 6 月）
- ・ 財務総合政策研究所「民間の経営理念や手法を導入した予算・財政のマネジメントの改革 報告書」（平成 13 年 6 月）
- ・ 日本銀行「裁定外国為替相場」（2014 年 5 月）
- ・ 樋口修「スウェーデンの社会保障財政の政府間関係」（国立国会図書館「レファレンス」第 704 号、2009 年 9 月）
- ・ Government Offices of Sweden, “The Swedish Fiscal Policy Framework”（2011 年 3 月）
- ・ OECD, “Pensions at a Glance 2013”（2013 年 11 月）
- ・ SALAR, “The Economy Report on Swedish Municipal and County Council Finances—October 2013”（2013 年 10 月）
- ・ Statistics Sweden, ”Sweden Statistical Yearbook 2014”（2014 年 1 月）